貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	株式会社ジャスト（法人番号６４３０００１００８０４３）　代表者今田美一	北海道札幌市南区真駒内６２７番地３１	本社営業所	北海道札幌市南区真駒内６２７番地２９	R5.05.22	輸送施設の使用停止（６０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他２件	令和４年１０月１３日及び令和４年１１月２２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２５条第１項、第２項、第４項）、（３）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）	6	6
2	株式会社エムワイ観光（法人番号９４５０００１００７０８１）代表者寺田政行	北海道旭川市永山北２条９丁目１３番地１２	北広島営業所	北海道北広島市南の里５３７番地２	R5.05.22	輸送施設の使用停止（１００日車）及び文書警告及び文書勧告	道路運送法第９条の２第１項　他４件	令和４年１２月２２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３７条第１項）、（３）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（５）届出義務違反（道路運送法施行規則第６６条第１項）	10	10
3	株式会社北華（法人番号７４３０００１０７６７３３）　代表者齋藤宇健	北海道千歳市みどり台北１丁目３番９号	本社営業所	北海道千歳市みどり台北１丁目３番９号	R5.05.22	輸送施設の使用停止（２１０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他１１件	令和５年１月２６日、新規許可等を端緒として監査を実施。１３件の違反が認められた。（１）運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（３）疾病、疲労等のおそれのある乗務（運輸規則第２１条第５項）（４）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（５）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第１項）（６）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（７）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（８）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（９）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）（１０）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（１１）整備管理者の選任（解任）未届出違反（運輸規則第４５条）、（１２）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第４６条）、（１３）運行管理者の講習受講義務違反（運輸規則第４８条の４第１項）	21	21
	以下余白									